

平成26年12月25日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で、厚生年金保険加入期間1月を計算対象期間として老齢厚生年金を支給するとした決定処分の取消しを求めるといことである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、平成〇年〇月〇日に65歳に達し、翌月から老齢基礎年金を受給していたが、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、老齢厚生年金を請求するために、老齢基礎年金受給権者老齢厚生年金請求書を提出した。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、厚生年金保険の加入期間1月、平均標準報酬月額〇〇万〇〇〇〇円として、平成〇年〇月から老齢厚生年金〇〇〇〇円を、老齢基礎年金に併せて支給する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。その不服とする理由は、本件裁決書添付別紙のとおりである。

第3 問題点

1 昭和37年11月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した場合の脱退手当金の支給要件で、請求人に関わるものをみると、通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和36年法律第182号。以下「36年改正法」という。)附則第9条第2項第2号は、36年改正法の施行日(昭和36年11月1日)前から引き続き第2種被保険者

であり、同日から起算して5年以内に被保険者の資格を喪失した者については、従前の例により脱退手当金を支給すると規定しているから、36年改正法による改正前の厚生年金保険法(以下「36年改正前厚年法」という。)第69条の定めによることとなる。そして、同条は、「脱退手当金は、第2種被保険者としての被保険者期間が2年以上である者が被保険者の資格を喪失した場合又は第1種被保険者若しくは第3種被保険者としての被保険者期間が5年以上である者が55歳に達した後に被保険者の資格を喪失し、若しくは被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして55歳に達した場合に、その者に支給する。」と規定している。

2 昭和46年5月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した場合の支給要件をみると、厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和40年法律第104号。以下「40年改正法」という。)附則第17条第1項は、40年改正法の公布の日(昭和40年6月1日)から起算して13年以内に第2種被保険者の資格を喪失した者に対しては、当該資格を喪失した時において、36年改正法附則第9条第2項の規定による脱退手当金の受給権を取得する場合を除き、36年改正前厚年法の規定の例により脱退手当金を支給する旨規定している。

3 昭和39年6月26日(注:後記5記載の「39年請求書」受付日)当時の脱退手当金の失権条件については、36年改正法による改正後の厚年法(以下「36年改正後厚年法」という。)第72条において、「脱退手当金の受給権は、受給権者が被保険者となったとき、又は通算老齢年金若しくは障害年金の受給権を取得したときは、消滅する。」と規定されている。

4 本件の場合、請求人が厚生年金保険に加入していたのは、① 昭和〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで(1月間。以下「A期間」という。)、② 昭和〇年〇

月〇日から昭和〇年〇月〇日まで（５８月間。以下「Ｂ期間」という。）、③ 昭和〇年〇月〇日から昭和〇年〇月〇日まで（１０月間。以下「Ｃ期間」という。）、④ 昭和〇年〇月〇日から昭和〇年〇月〇日まで（８３月間。以下「Ｄ期間」という。）の期間であること、このうちＡ期間については年金の額の計算の基礎となる期間として老齢厚生年金が裁定されていることについては、当事者間の争いはないところ、請求人は、Ｃ期間について、昭和〇年〇月〇日に a 社を退社した際、脱退手当金を受給したが、Ｂ期間及びＤ期間については脱退手当金の支給を受けたことがなく、本件記録中の、昭和〇年〇月〇日受付とされている脱退手当金裁定請求書（以下「３９年請求書」という。）及び昭和〇年〇月〇日受付とされている脱退手当金裁定請求書（以下「４６年請求書」という。）は、いずれも第三者により無断で作成された偽造文書である旨主張し、原処分を取消しを求めるものである。請求人の主張のうち、昭和〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで（請求人主張の期間①） b 社に勤務して厚生年金保険に加入していたとの主張部分については、請求人に係る被保険者記録照会回答票（資格画面）によると、請求人が b 社に勤務していた期間は、同年〇月〇日から同年〇月〇日までであることが明らかであるから、請求人主張の期間①のうち、Ａ期間を超える期間についての主張は、この点において、既に理由がない。また、請求人の主張のうち、Ｃ期間（請求人主張の期間③）については、脱退手当金を受給している事実を請求人が自認しており、この期間が年金の額の計算の基礎とされないことは明らかであるから、請求人主張の期間③に関する部分が理由がないことも明らかである。

したがって、本件において検討されるべき問題点は、Ｂ期間及びＤ期間（請求人主張の期間②及び期間④）を年金額の計算の基礎としなかった原処分が、適法かつ妥当といえるかどうかということに

なる。そして、問題は、請求人がＢ期間及びＤ期間に係る脱退手当金を受給した事実があるか否かであるが、脱退手当金の裁定は行政処分（給付に関する処分）であり、行政処分には公定力があるから、これが無効というためには、この処分に重大かつ明白な瑕疵がある場合でなければならない。したがって、本件において検討されるべき問題点は、Ｂ期間及びＤ期間に係る脱退手当金の裁定に重大かつ明白な瑕疵があるか否かということになり、請求人が主張する３９年請求書及び４６年請求書が偽造文書であるとの主張は、Ｂ期間及びＤ期間に係る各脱退手当金裁定の無効原因たる重大かつ明白な瑕疵があるとの主張として、理由があるか否かを検討すべきことになるが、後記第４の２の（２）及び（３）のとおり、Ｂ期間に係る昭和３９年請求書に基づく脱退手当金の裁定は、その後取り消され、保険者により脱退手当金の返還請求がされていること、及び、４６年請求書に基づきＢ期間ないしＤ期間の合計１５１月を計算の基礎として脱退手当金が裁定されていることが認められるから、昭和３９年請求書の成立の真正については、その判断の必要はなく、Ｂ期間ないしＤ期間合計１５１月を計算の基礎として裁定された脱退手当金に係る４６年請求書の成立の真正について検討すれば足りるということになる。

第４ 当審査会の判断

１ 一件記録によれば、以下の事実が認められる。

(1) ３９年請求書によれば、氏名は「Ａ」、職歴は、「自〇年〇月至〇年〇月」、事業所名称は「c社」との記載が認められ、日付が「〇.〇.〇」と印字された社会保険事務所の受付印がある。なお、戸籍謄本によれば、「Ａ」は請求人の婚姻前の姓であることが認められる。

(2) ３９年請求書に係る脱退手当金裁定伺（以下「３９年裁定伺」という。）によれば、氏名は「Ａ」、根

拠条文は通算法附則第9条第2項第2号とされ、被保険者期間総計は「58」、平均標準報酬月額は「¥〇〇,〇〇〇.〇〇〇〇」、支給率は「1.2」、支給金額は「¥〇〇,〇〇〇-」と記載され、昭和〇年〇月〇日付〇〇社会保険事務所決裁印の押捺及び同年〇月〇日付現金支払済印の押捺が認められる。

(3) 「記入上の注意」と題された書面の末尾には、「昭和〇年〇月-〇日(3文字判読不能)金額正に領収しました」と記載され、請求人(A)の氏名の記載と捺印がある。

(4) 46年請求書によれば、氏名は「A」、最後に厚生年金保険をやめた日は「昭和〇年〇月〇日」、最後に被保険者として使用された事業所は「a社(〇〇市〇〇区〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇町)」との記載が認められ、日付が「〇.〇.〇」と印字された社会保険事務所の受付印がある。そして、同年〇月〇日付の「脱手」と表示された印影があり、同年〇月〇日付現金支払済印の押捺が認められる。また、退職所得の受給に関する申告書の「給付金の受領方を委任します」の欄(以下「46年委任状」という。)には、「A」の氏名の記載と捺印がされ、「表面の金額正に領収しました」の欄には、昭和〇年〇月〇日付で、「B」の署名と捺印がされていることが認められる。なお、戸籍謄本によると、Bは、昭和〇年〇月〇日に婚姻した請求人の夫である。

(5) 46年請求書に係る脱退手当金裁定伺(以下「46年裁定伺」という。)によれば、氏名は「A」、根拠条文は附則第17条第1・2項とされ、被保険者期間総計は「151」、平均標準報酬月額は「¥〇〇,〇〇〇-」、支給率は「4.0」、支給金額は「¥〇〇〇,〇〇〇-」と記載され、昭和〇年〇月〇日付所長決裁印の押印、同年〇月〇日付現金支払済の押印、及び同日付完結印の押印が認められる。

また、46年裁定伺の左側余白には、縦書きで「返還請求済」の記載が認められる。

(6) 審査官の照会に対する日本年金機構〇〇ブロック本部長(以下「本部長」という。)からの回答書によれば、①「1回目の脱退手当金の請求書(注:39年請求書のこと。以下同じ。)は、昭和〇年〇月〇日に社会保険事務所受付されていますが、請求人は同日においてa社の被保険者でした(〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)。この場合、脱退手当金の受給権は消滅((改正前)厚年法第72条)し、1回目の脱退手当金については、裁定取消に該当すると考えますが、裁定取消の処理が行われたかどうかを教えてください。」との照会に対しては、「1回目の脱退手当金の支払いについては、裁定取消が妥当と考えます。支払証書の状況から、裁定取消処理が行われたものと推測されます。」と、②「裁定取消の処理が行われた場合は、当該処理及び返納金の処理に係る決裁書類等の写しを提出して下さい。また、当該処理が行われていない場合は、その理由(事情)を教えてください。」との照会に対しては、「裁定取消の処理及び返納金の処理に係る決裁書類は、保存期限到来により廃棄されたものと推測されます。」と、③「2回目の脱退手当金の請求書(注:46年請求書のこと。以下同じ)書面等に昭和〇年〇月〇日付「現金支払済」印が押印されています。日本銀行が指定した支払場所にて国庫金送金通知書の持参人に支払う方法でなく、現金払とされていますが、このことは、現金払が社会保険事務所窓口での基本的な支払方法であったということなのでしょうか。あるいは、何らかの理由(事情)があって本件については現金払されたのでしょうか。」との照会に対しては、「昭和〇年〇月支払分の証拠書の他の支払い状況を確認すると、当地払い(事務所窓口支払)は、B様の他

に37名の支払いが確認でき、基本的な支払方法であったと思われる。参考までに昭和〇年〇月の隔地払い（銀行、郵便局の窓口支払）は36名の支払が確認できます。」と、④「2回目の脱退手当金の計算対象期間151月は、1回目の脱退手当金の計算対象期間58月を含んでいますが、2回目の脱退手当金の決定は、1回目の脱退手当金の決定が無効であることを前提としたものでしょうか。」という照会に対しては、「1回目の脱退手当金の決定が無効であることを前提としたものと考えます。（2回目の脱退手当金の計算対象期間151月は、1回目の脱退手当金の計算対象期間58月を含んでいること及び支払証拠書に「返還請求」の文言が記載されていることから推測されます。）」と、それぞれ記載されていることが認められる。

(7) 請求人に係る「被保険者記録照会回答票（一時画面）」によれば、種類は「脱手支給」、種別は「2（注：第2種被保険者）」、取得日は「昭〇.〇.〇」、喪失日は「昭〇.〇.〇」、月数は「151」、支給額は「〇〇〇,〇〇〇」、支給日は「昭〇.〇.〇」と記載されている。

2 上記認定の事実に基づいて、本件の問題点を検討し、判断する。

(1) 請求人は、C期間（昭和〇年〇月〇日から昭和〇年〇月〇日まで）を対象期間として昭和〇年〇月〇日に脱退手当金を請求した旨主張しているが、実際は、同日、B期間（昭和〇年〇月〇日から昭和〇年〇月〇日まで）を対象期間として、脱退手当金を請求（以下「1回目の請求」という。）し、その結果、昭和〇年〇月〇日、〇万〇〇〇〇円が現金払いで支払われた。しかしながら、請求人が厚生年金保険の被保険者（以下、単に「被保険者」という。）であった期間は、上記第3の5に記載したAないしD期間であり、1回目の請求をした昭和〇年〇月〇日は、D期

間（昭和〇年〇月〇日から同〇年〇月〇日まで）に含まれ、被保険者期間中であったことが認められる。

(2) 上記第3の3のとおり、昭和〇年〇月〇日当時の脱退手当金の

失権条件は、36年改正後厚年法第72条において、「脱退手当金の受給権は、受給権者が被保険者となったとき、又は通算老齢年金若しくは障害年金の受給権を取得したときは、消滅する。」と規定されているから、請求人が、被保険者資格を取得した昭和〇年〇月〇日（注：D期間の被保険者資格取得日）後の同月〇日付で、1回目の請求を行うことは、当時の法令上適正であるとはいえず、それについては、上記1の(6)で認定したとおり、本部長が「1回目の脱退手当金の支払いについては、裁定取消が妥当と考えます。支払証拠書の状況から、裁定取消処理が行われたものと推測されます。」と回答しているように、裁定取消が行われ、請求人が受領した1回目の請求による脱退手当金は、上記1の(5)で認定したとおり、保険者により返還の請求がされたことが認められる。

(3) 請求人は、昭和〇年〇月〇日（受付）、最後に被保険者でなくなった日を昭和〇年〇月〇日として、脱退手当金を請求（注：2回目の請求）し、昭和〇年〇月〇日付で、平均標準報酬月額〇万〇〇〇〇円、本件係争期間である151月（支給率4.0）を計算基礎として計算された脱退手当金〇〇万〇〇〇〇円が、現金払いの方法により、請求人がその受領を委任した夫であるBに支払われたことが認められる。請求人は、46年請求書が第三者により偽造されたものであると主張するので、46年請求書及び46年委任状の成立の真正について検討するに、請求人が〇年〇月〇日付で作成した審査請求に関する権限を弁護士C及び弁護士Dに委任する旨の委任状並びに再審査請求に関する権限を上記両弁護士に委

任する旨の委任状に記載された請求人の各署名が請求人の自署によるものであることが本件手続の全趣旨により認められるところ、これらの署名と、46年請求書及び本件委任状の請求人の各氏名と対照すると、これらの筆跡は同一であることが首肯できるので、46年請求書の請求人作成部分及び本件委任状の請求人作成部分は真正に成立したものと推することができる。これに対し、請求人は、46年請求書及び46年委任状の請求人の氏名は、いずれも第三者により偽造されたものであると主張するのであるが、その主張事実を認めるに足る証拠はないから、その主張は理由がない。そうすると、B期間ないしD期間の合計151月を計算の基礎とする脱退手当金が支給済であることを前提としてなされた原処分は妥当であり、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。